

●第1章 総則

◎目的(第1条)

- 犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進
- 犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与

◎基本理念(第3条)

- ①尊厳にふさわしい処遇の保障
- ②犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じた適切な支援の提供
- ③犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援を途切れることなく提供
- ④関係機関等による相互の連携及び協力

◎責務等(第4条～第8条)

- 県の責務 支援施策を総合的に策定、実施
- 県民・事業者の責務 犯罪被害者等が置かれている状況等の理解、二次的被害が生じないよう十分な配慮、県実施施策への協力
- 民間支援団体の責務 専門的な知識及び経験を活用した支援、県実施施策への協力

- 市町村の役割等
 - ・地域の状況に応じた支援施策を策定・実施、県実施施策への協力
 - ・県は、市町村に対し、必要な情報の提供及び助言その他の協力を行う

◎連携体制(第9条)

県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものと連携し、相互に協力して支援を推進するための体制を整備

●第2章 基本的施策

- ①相談及び情報の提供等(第13条)
- ②経済的負担の軽減(第14条)
- ③日常生活の支援(第15条)
- ④心身に受けた影響からの回復(第16条)
- ⑤安全の確保(第17条)
- ⑥居住の安定(第18条)
- ⑦雇用の安定等(第19条)
- ⑧県民の理解の増進(第20条)
- ⑨人材の育成等(第21条)
- ⑩民間支援団体に対する支援(第22条)

●施行期日

平成30年4月1日

犯罪被害者等のための相談窓口

警察の相談窓口

●警察安全相談

犯罪などによる被害の未然防止、その他県民の安全と平穏に関する全ての相談、犯罪被害者へのアドバイス
総合相談・犯罪被害者支援相談
097-534-9110 #9110

●警察安全相談(性犯罪被害)

性犯罪被害に関する相談、犯罪被害者へのアドバイス
性犯罪被害相談
097-536-7183 #8103

●大分っ子フレンドリーサポートセンター

非行、いじめ、家庭教育などに関する悩み
本部 097-532-3741
県北 0979-24-3741
県西 0973-24-3711

●暴力相談コーナー

暴力団、暴力事犯、暴力情報に関するもの
097-537-3110

民間の相談窓口

(公社)

大分被害者支援センター

相談専用電話(ご相談は無料です)
097-532-7711
相談は匿名でも受け付けます。秘密は守ります。
事務所 大分市東春日町1番1号 NSビル1階
相談日 月～金 9:00～20:00

市町村の相談窓口

市町村名	担当	電話番号
大分市	市民協働推進課	097-537-5997
別府市	防災危機管理課	0977-21-2255
中津市	生活環境課	0979-22-1111 (内線301)
日田市	市民課	0973-22-8204
佐伯市	人権・同和対策課	0972-22-3085
臼杵市	同和人権対策課	0972-86-2730
津久見市	市民生活課	0972-82-9511
竹田市	人権・同和対策課	0974-63-4820
豊後高田市	市民課	0978-25-6157
杵築市	総務課	0978-62-1801
宇佐市	総務課	0978-27-8101
豊後大野市	総務課	0974-22-1001 (内線2411)
由布市	総務課	097-582-1112 (内線1216)
国東市	総務課	0978-72-5160
姫島村	総務課	0978-87-2281 (内線7)
日出町	総務課	0977-73-3150
九重町	総務課	0973-76-3800
玖珠町	総務課	0973-72-1111 (内線215)

大分県 犯罪被害者等支援条例について

みんなで被害者を支えるために



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョットちゃん」

大分県犯罪被害者等支援条例は、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指して制定しました。



大分県の
相談窓口

TEL 097-534-2062

大分県生活環境部 県民生活・男女共同参画課
(大分県消費生活・男女共同参画プラザ)
〒870-0037 大分市東春日町1番1号 NS大分ビル内

大分県